

●香川県告示第193号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和4年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 令和4年6月17日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字中村丙1894番1の一部、丙1895番1の一部、丙1896番の一部、丙1898番の一部、丙1899番の一部、丙1900番の一部、丙1904番1の一部、丙1904番2の一部及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.02メートル、6.17メートル及び6.26メートル
延長 123.83メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。